

保険募集人の権限明示書

お客様へのお知らせ

<権限明示書>

当社は以下の保険会社と募集委託契約をしている代理店です。

当社は下記保険会社締結の代理または媒介を行います。

- ・損害保険募集人は、お客様と保険会社の損害保険契約の媒介、または締結の代理権を有しています。尚、当代理店の取り扱う保険商品の中には告知受領権を有する商品もあります。お客様に告知いただいた保険申込書（告知書）の記載内容が事実と違う場合は、ご契約が解除や無効になり、保険金をお支払いできないことがありますので、正しい告知いただきますようお願い致します。
- ・生命保険募集人は、お客様と申込先の保険会社の生命保険契約の媒介を行います。契約締結の代理権はありません。また、生命保険募集人には告知受領権はありません。告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師だけが有しております。生命保険募集人に口頭でお話し頂いても告知したところにはなりませんので、告知書面へのご記入をお願い致します。なお、保険会社が承諾した時に保険契約は有効に成立します。

損害保険会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
 三井住友海上火災保険株式会社（貨物・運送保険）
生命保険会社 三井住友あいおい生命保険株式会社
 メットライフ生命保険株式会社